

## いたばしエコ・ショップの認定等に関する要綱

(平成13年8月29日区長決定)

(平成17年4月1日一部改正)

(平成24年12月1日一部改正)

(平成28年1月20日一部改正)

(平成30年3月31日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

(令和3年3月26日一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区内において、ごみの減量化、リサイクルの推進及び再生商品の販売等、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組み、区が推奨する「板橋かたつむり運動」の普及啓発に協力する事業者を「いたばしエコ・ショップ」として認定し、広く区民に周知することにより、区内事業者のこれらの取組を支援し、資源循環型社会の構築に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱に基づく認定の対象となる事業者は、板橋区内で小売業等を営む法人又は個人とする。

### (認定)

第3条 区長は、前条に規定する事業者のうち、別表「いたばしエコ・ショップ認定基準」に掲げる項目について、一定の基準を満たすものをいたばしエコ・ショップとして認定する。

2 認定にあたっては、取組内容に応じて等級を付することができるものとする。

### (認定の手續)

第4条 いたばしエコ・ショップの認定を受けようとする事業者は、いたばしエコ・ショップ認定申請書(別記第1号様式)に、別表に掲げる項目に関する取組状況を記載したいたばしエコ・ショップ認定調査書(別記第1号様式の2)を添付して区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、いたばしエコ・ショップ認定審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、認定の可否を決定し、認定することが適当であると認めるときは、いたばしエコ・ショップ認定書(別記第2号様式)により申請者に通知し、適宜な方法で公表するとともに、いたばしエコ・ショップ認定表示板(以下「表示板」という。)を交付するものとする。

3 区長は、区ホームページや広報紙等の広告媒体を活用し、いたばしエコ・ショップとして認定した事業者について、広く区民に周知するものとする。

### (認定の有効期間)

第5条 いたばしエコ・ショップの認定の有効期間は、認定の日から2年以内とする。

### (認定の変更及び更新)

第6条 第4条第2項の認定書の交付を受けた事業者(以下「認定店」という。)は、第4条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、遅滞なく、いたばしエコ・ショップ認定変更届出書(別記第3号様式)を、区長に提出するものとする。

2 変更に伴う認定書の有効期間は、変更認定の日から変更前の認定書の有効期間が満了する日ま

でとする。

- 3 認定店は、有効期間の満了後継続して認定を受けようとするときは、第4条の規定による認定の申請を行わなければならない。

(責務)

第7条 認定店は、認定の対象となった活動の維持拡大に努めるとともに、環境に配慮し、ごみ減量及びリサイクル活動の推進に努めなければならない。

- 2 認定店は、表示板を店頭のわかりやすい場所に掲げるものとする。

(認定店の周知)

第8条 区長は、認定店の取組や活動内容について、区ホームページや広報紙等で広く周知に努めるものとする。

(認定取消し)

第9条 区長は、認定店が第3条の認定項目を維持できないと認めるときは、認定を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により認定を取り消したときは、いたばしエコ・ショップ認定取消通知書(第4号様式)により当該事業者へ通知するものとする。

- 3 前項の認定取消通知書を受けた事業者は、速やかに認定書及び表示板を区長に返還しなければならない。

(辞退届)

第10条 いたばしエコ・ショップの認定を辞退しようとする認定店は、いたばしエコ・ショップ認定辞退届出書(別記第5号様式)に認定書及び表示板を添えて、区長に届け出るものとする。

(表彰)

第11条 区長は、ごみの減量化等の活動についてその成果が特に顕著な認定店を表彰することができる。

(審査会)

第12条 審査会は、第4条第1項に規定する申請があった事業者について、認定に係る必要な審査を行い、区長に意見を具申するものとする。

- 2 審査会は、資源環境部長、環境政策課長、資源循環推進課長及び産業振興課長で構成し、資源環境部長を会長とする。

- 3 審査会は、会長が招集する。

- 4 審査会の事務局は、資源循環推進課に置く。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、いたばしエコ・ショップの認定等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

付 則

この一部改正は平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は平成24年12月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行に伴う、いたばしエコ・ショップの認定のために必要な審査、その他準備行為

は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は平成 28 年 1 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

## いたばしエコ・ショップ認定基準(案)

必須項目				
必須項目：区が推進する「かたつむりのおやくそく」※の実践、及び普及啓発 ※かたづけじょうず・たいせつにつかう・つかいきる・むだにしない・りさいくる				
推奨項目	No.	取組内容	点数	
環境に配慮した事業活動に対する取組	1	事務用品は、再生品を利用している。	5	
	2	広告チラシ、事務用紙等の再生紙を利用している。	5	
	3	LED照明・太陽光発電・太陽熱利用システム・緑のカーテンなどの省エネルギー設備を導入している。	5	
	4	電気自動車・ハイブリッド車・アイドリングストップ車などの低公害車を事業用車両として使用している。	5	
	5	冷蔵設備や空調の適正な温度設定、照明の間引き、不必要部分の消灯など、節電に努めている。	5	
	6	従業員に対し、環境学習を実施し意識の高揚を図っている。	5	
	7	その他環境に配慮した取組：	5	
過剰包装等の自粛	8	レジ袋を有料化または廃止した。	4	
	9	レジ袋辞退者へ特典を付与（ポイント等）している。	1	
	10	レジ袋の辞退、マイバッグ利用を推奨（声かけ・チラシ・表示 等）している。	1	
	11	簡易包装を実施している。	1	
再生商品や環境に配慮した商品の積極的なPR・販売	12	詰替商品を販売している。	1	
	13	リターナブル瓶による販売および回収を実施している。	1	
	14	再生商品（エコマーク又はグリーンマーク表示商品等）を販売している。	1	
	15	商品のばら売り、計り売り、裸売りなどを実施している。	1	
	16	フェアトレード商品を販売している。	1	
	17	その他の取組：	1	
リサイクルや環境に関する情報の提供又は地域のリサイクル活動への協力	18	買物客の目につきやすい場所にごみ減量についての掲示やチラシ等を設置している。	5	
	19	広告や店頭でごみの減量・資源化の呼びかけを行っている。	5	
	20	地域のイベント等に参加し、リサイクルや環境についての取組をPRしている。	5	
	21	その他の情報提供に関する取組：	5	
商品の下取りや修理、交換	22	販売製品の修理や下取りを行っている。	1	
	23	下取りした製品の再資源化を行っている。	1	
	24	中古品や部品の販売などを行っている。	1	
創意工夫によるごみ減量化、リサイクル及び環境負荷低減の推進	25	割りばし・スプーン・紙おしぼり等の使い捨て品を使わない、又は使用量を削減した。	1	
	26	マイボトル持参者への充填特典（ポイント・スタンプ制等）を付与している。	1	
	27	紙使用量削減のために両面印刷や裏面再利用する、または電子メールを活用している。	3	
	28	その他の取組：	3	
事業者責任に基づく廃棄物の適正な処理	29	食品リサイクル（生ごみの堆肥化・飼料化・バイオガス化等）によるごみの減量と資源化を行っている。	1	
	30	生ごみ処理機を導入している。	1	
	31	廃棄物管理責任者を置いている。	1	
	32	産業廃棄物（廃プラスチック類・その他不燃物等）の分別を徹底している。	5	
	33	店舗内から発生する古紙類（チラシ、ダンボール等）などの分別、再資源化している。	5	
	34	その他の取組：	5	
資源物の店頭回収等	35	紙バックの回収	No. 35～43のうち 4品目以上の回収を行っている。	4
	36	びんの回収		
	37	缶（アルミ・スチール）の回収		
	38	ペットボトルの回収		
	39	食品トレイの回収	No. 35～43のうち 1～3品目の回収を行っている。	3
	40	ボタン電池・小型充電式電池の回収		
	41	インクカートリッジの回収		
	42	ペットボトルのキャップ回収	1品目のみ回収を行っている。	2
	43	その他の回収品目：		

【備考】 推奨項目の取組状況により、次の等級を付すことができる。

90点以上の取組を実施

いたばしエコ・ショップ(ゴールド)

70点以上

いたばしエコ・ショップ(シルバー)

50点以上

いたばしエコ・ショップ(ブロンズ)

50点に満たないものはいたばしエコ・ショップとして認定しない

第1号様式（第4条関係）

いたばしエコ・ショップ認定申請書

年 月 日

板 橋 区 長

申請者 所在地  
事業者（店舗）名  
代表者名  
電 話

いたばしエコ・ショップの認定等に関する要綱第4条第1項の規定により、  
下記のとおり、いたばしエコ・ショップの認定を申請します。

記

- 1 業 種
- 2 いたばしエコ・ショップとして実施する内容  
別表「いたばしエコ・ショップ認定基準」のとおり
- 3 添付書類  
いたばしエコ・ショップ認定調査書（別記第1号様式の2）

必須項目について記入し、推奨項目のうち実施しているものは実施欄に○を付すこと。

必須項目	
区が推進する「かたつむりのおやくそく」※の実践、及び普及啓発 <b>かたづけじょうず・たいせつにつかう・つかいきる・むだにしない・りさいくる</b>	
「かたつむりのおやくそく」の普及啓発について、事業者として協力できることを記入してください。 (例) チラシに掲載する・店内での掲示・パンフレットの配付・宣伝コーナーの設置など	

推奨項目の取組状況により、次の等級を付すことができる。

	必須項目	推奨項目
ゴールド	「かたつむりのおやくそく」の普及啓発について、記入すること（必須）	90点以上の取組を実施
シルバー		70点以上の取組を実施
ブロンズ		50点以上の取組を実施

推奨項目	No.	取組内容	点数	実施
環境に配慮した事業活動に対する取組	1	事務用品は、再生品を利用している。	5	
	2	広告チラシ、事務用紙等の再生紙を利用している。	5	
	3	LED照明・太陽光発電・太陽熱利用システム・緑のカーテンなどの省エネルギー設備を導入している。	5	
	4	電気自動車・ハイブリッド車・アイドリングストップ車などの低公害車を事業用車両として使用している。	5	
	5	冷蔵設備や空調の適正な温度設定、照明の間引き、不必要部分の消灯など、節電に努めている。	5	
	6	従業員に対し、環境学習を実施し意識の高揚を図っている。	5	
	7	その他環境に配慮した取組：	5	
過剰包装等の自粛	8	レジ袋を有料化または廃止した。	4	
	9	レジ袋辞退者へ特典を付与（ポイント等）している。	1	
	10	レジ袋の辞退、マイバッグ利用を推奨（声かけ・チラシ・表示 等）している。	1	
	11	簡易包装を実施している。	1	
再生商品や環境に配慮した商品の積極的なPR・販売	12	詰替商品を販売している。	1	
	13	リターナブル瓶による販売および回収を実施している。	1	
	14	再生商品（エコマーク又はグリーンマーク表示商品等）を販売している。	1	
	15	商品のばら売り、計り売り、裸売りなどを実施している。	1	
	16	フェアトレード商品を販売している。	1	
	17	その他の取組：	1	
リサイクルや環境に関する情報の提供又は地域のリサイクル活動への協力	18	買物客の目につきやすい場所にごみ減量についての掲示やチラシ等を設置している。	5	
	19	広告や店頭でごみの減量・資源化の呼びかけを行っている。	5	
	20	地域のイベント等に参加し、リサイクルや環境についての取組をPRしている。	5	
	21	その他の情報提供に関する取組：	5	
商品の下取りや修理、交換	22	販売製品の修理や下取りを行っている。	1	
	23	下取りした製品の再資源化を行っている。	1	
	24	中古品や部品の販売などを行っている	1	
創意工夫によるごみ減量化、リサイクル及び環境負荷低減の推進	25	割りばし・スプーン・紙おしぼり等の使い捨て品を使わない、又は使用量を削減した。	1	
	26	マイボトル持参者への充填特典（ポイント・スタンプ制等）を付与している。	1	
	27	紙使用量削減のために両面印刷や裏面再利用、また電子メールの活用などを行っている。	3	
	28	その他の取組：	3	
事業者責任に基づく廃棄物の適正な処理	29	食品リサイクル（生ごみの堆肥化・飼料化・バイオガス化等）によるごみの減量と資源化を行っている。	1	
	30	生ごみ処理機を導入している。	1	
	31	廃棄物管理責任者を置いている。	1	
	32	産業廃棄物（廃プラスチック類・その他不燃物等）の分別を徹底している	5	
	33	店舗内から発生する古紙類（チラシ、ダンボール等）などの分別、再資源化している。	5	
	34	その他の取組：	5	
資源物の店頭回収等	35	紙パックの回収	No. 34~42のうち 4品目以上の回収を行っている。	4
	36	びんの回収		
	37	缶（アルミ・スチール）の回収		
	38	ペットボトルの回収		
	39	食品トレイの回収	No. 34~42のうち 1~3品目の回収を行っている。	3
	40	ボタン電池・小型充電式電池の回収		
	41	インクカートリッジの回収		
	42	ペットボトルのキャップ回収	1品目のみ回収を行っている。	2
	43	その他の回収品目：		
		回収品目に○をつけること		

第2号様式（第4条関係）

いたばしエコ・ショップ認定書

年 月 日付で申請があったいたばしエコ・ショップの認定について、貴事業所（店舗）をいたばしエコ・ショップとして下記のとおり認定し、いたばしエコ・ショップの認定等に関する要綱第2条第2項の規定により通知します。

記

年 月 日

板 橋 区 長

1 対 象 者

所 在 地 板橋区

事業者（店舗）名

いたばしエコ・ショップ（ ）

2 実施内容

3 認定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

第3号様式（第6条関係）

いたばしエコ・ショップ認定変更届出書

年 月 日

板 橋 区 長

申請者 所在地  
事業者（店舗）名  
代表者名  
電 話

いたばしエコ・ショップの認定等に関する要綱第6条第1項の規定により、  
下記のとおり、いたばしエコ・ショップの認定内容の変更を届け出ます。

記

1 業 種

2 変更の内容

第4号様式（第8条関係）

いたばしエコ・ショップ認定取消通知書

年 月 日

様

板 橋 区 長

年 月 日付で行ったいたばしエコ・ショップの認定について、  
下記のとおり取り消し、いたばしエコ・ショップの認定等に関する要綱第8条第  
2項の規定により通知します。

なお、認定取消に伴い、認定書及び表示板を速やかにご返還ください。

記

1 取消理由

第5号様式（第9条関係）

いたばしエコ・ショップ認定辞退届出書

年 月 日

板 橋 区 長

申請者 所在地  
事業者（店舗）名  
代表者名  
電 話

いたばしエコ・ショップの認定等に関する要綱第9条第1項の規定により、  
いたばしエコ・ショップの認定を辞退するので届け出ます。

辞退理由

# いたばしエコ・ショップ

(店舗名)



板橋区ごみ減量キャラクター「かたつむりん」

私たちの取組（取組内容を記載）

いたばしエコ・ショップは、ごみの減量化、リサイクルの推進及び環境に配慮した事業活動に取り組んでいることを区が認証する制度です



# いたばしエコ・ショップ

(店舗名)



板橋区ごみ減量キャラクター「かたつむりん」

私たちの取組（取組内容を記載）

いたばしエコ・ショップは、ごみの減量化、リサイクルの推進及び環境に配慮した事業活動に取り組んでいることを区が認証する制度です



# いたばしエコ・ショップ

(店舗名)



板橋区ごみ減量キャラクター「かたつむりん」

私たちの取組（取組内容を記載）

いたばしエコ・ショップは、ごみの減量化、リサイクルの推進及び環境に配慮した事業活動に取り組んでいることを区が認証する制度です

